

道路占用工事標準条件書

第1章総則

(適用範囲)

第1条 本条件書は、道路占用工事（以下「工事」という。）の施行に関する一般的事項を示すものである。

- 2 工事は、許可の内容によるほか、この条件書に基づき施行しなければならない。
- 3 許可の内容又はこの条件書によりがたい事情が生じたときは、速やかに報告して指示を受けなければならない。
- 4 前項の指示により添付図書等に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。
- 5 本条件書のほか、道路管理者が必要と認めた場合には、別途特記条件書を付加する。
なお、特記条件書は本条件書に優先するものとする。

(工期)

第2条 工事は、許可(回答)書に記載した工期限内に完成しなければならない。

(境界杭)

第3条 境界杭（石）は、位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により移設の必要が生じた場合には、建設管理課長又は建設管理課職員（以下「職員等」という。）の指示により移設又は撤去し、工事完了後職員等の立会い確認を受けて現状に回復するものとする。

(工事の施行)

第4条 工事の施行にあたっては、沿線の住民に工事の内容を十分周知させるとともに、施行計画書の提出が必要と道路管理者が認めた場合はそれを提出する。

- 2 道路管理者が必要と認めた場合は、工事方法図又は工事予定表もしくは工事完成図等を指示する箇所に掲示させることがある。
- 3 施行計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 占用者の氏名
 - (2) 工事の場所
 - (3) 路線名
 - (4) 許可年月日及び許可番号
 - (5) 施行业者
 - (6) 実施工程表
 - (7) 現場組織表（連絡先も記入）
 - (8) 緊急時の体制表（連絡先も記入）
 - (9) 工程ごとの使用機械
 - (10) 工程ごとの使用材料
 - (11) 施行方法
 - (12) 施行管理
 - (13) 安全管理
 - (14) 交通管理
 - (15) 仮設工計画
 - (16) その他

(写真撮影)

第5条 道路占用者は、工事着手前の現場の状況（街路樹など含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物位置の明示を含む。）、重要な段階（転圧・路盤厚・舗装厚等。）等の工事状況写真を撮影し、職員等からの指示があったときは、速やかに提出しなければならない。

(現場発生品の処理)

第6条 工事の施行により生じた現場発生品は、現場発生品調書を作成し、職員等の指示を受けて処理しなければならない。

(使用材料の品質管理)

第7条 道路の復旧に使用する材料は、工事の進捗に合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならない。又、職員等がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(工事現場の管理)

第8条 工所用機材及び使用材料等は、一般交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に合わせ、逐次、道路区域外に搬出しなければならない。

- 2 道路占有者は、工事現場が隣接したり、他の工事と競合する場合には相互協調して紛争を起ささないようにしなければならない。
- 3 工事施行中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、許可の内容または道路使用許可による行為を除く。
 - (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為。
 - (2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為。
 - (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為。
- 4 工事現場の整理整頓、風紀衛生、火災盗難などに対し十分注意を払わなければならない。

(事故防止対策)

第9条 工事施行中は事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素からたてておかななければならない。

また、事故が発生した場合または発生する恐れがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその原因を究明し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

- 2 前項の対策等は、「土木工事安全施工技術指針」(昭和 57 年建設省制定)又は「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成 5 年建設省制定)若しくは「埼玉県道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和 50 年埼玉県制定)等に基づくものとする。
- 3 第 1 項の対策等は、第 4 条第 2 項の施行管理または安全管理をもってかえることができる。
- 4 工事施行中において、第 2 項の規定にかかわらず、災害防止対策要綱又は工事現場の標示施設設置基準を超えた施設等を措置するよう指示することがある。

(工所用資材の運搬)

第10条 工事のため、工所用資材又は土砂を多量(工所用資材にあつては、8 トン積貨物自動車以上の車両で延べ 300 台以上、土砂等にあつては、輸送量 5000 m³以上)の輸送を行う場合及び機械輸送が伴う工事については、次の各号に掲げる事項を定めて事故防止に万全を期さなければならない。

- (1) 運搬計画
- (2) 運搬経路
- (3) 運搬責任者
- (4) 安全対策
- (5) その他

(騒音振動対策)

第 11 条 工事の施行にあたっての騒音対策については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に従い

騒音・振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

- 2 工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、職員等の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。
- 3 前項の測定の結果、必要に応じて道路占用者の費用負担において、速やかに振動の防止又は軽減を図らなければならない。

(保安)

第 12 条 工事施行中は必要に応じ熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡視点検をさせ、道路交通の安全を確保しなければならない。

(路面の維持)

第 13 条 工事現場付近の路面は、常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修、清掃の必要が生じた場合には、速やかに処理しなければならない。

(関係官公署との連絡)

第 14 条 関係官公署及び関係企業者とは、常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

(完了届の提出)

第 15 条 工事完了後は、遅滞なく、第 5 条に基づく写真及び竣工写真並びに出来形管理図を添えて、完了を届出なければならない。

(検査の時期及び方法)

第 16 条 検査は、完了を届出た日以後、速やかに受けなければならない。

- 2 工事の施行中においても、施行の適正を確認するために検査をすることがある。
- 3 前 2 項の検査方法等は、別に指示する。

(手直しの指示及び再検査)

第 17 条 前条の検査の結果、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施行されていない場合は、手直しの指示をすることがある。

- 2 前項の指示を受けた場合は、速やかに指示に基づく施行を完了させ、再検査を受けなければならない。

(提出書類)

第 18 条 道路管理者が必要とする書類等は、速やかに提出しなければならない。

(工事の中止等)

第 19 条 この条件書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときは、当該工事の全部又は一部を中止させる等の指示をすることがある。

- 2 前項の指示を受けた場合、その指示に基づき、工事の中止等の措置をとらなければならない。
- 3 道路管理者が必要と認めたときは、工事の方法又は条件の変更をすることができる。

(工事に起因する損害又は紛争の処置等)

第 20 条 工事に起因して第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合、若しくは道路構造

物に損害を与えた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

- 2 前項の事項が生じてしまったとき、又はその解決を図るための交渉を行ったときは、その内容を道路管理者に報告しなければならない。

(他の占用物件の移設)

第 21 条 工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用物件の管理者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を報告しなければならない。

- 2 前項の協議により他の占用物件の数量に増減が生じた場合は、当該占用物件の管理者に、道路占用許可申請又は道路占用協議等の必要な手続きをとらせなければならない。

(責任期間)

第 22 条 第 16 条及び第 17 条に基づき検査が行われた以降の 2 年間は、工事の施行にかかる道路施設物の損傷の復旧の責任義務を負わなければならない。

- 2 前項の期間中において、工事の施行に起因する損傷の復旧を指示することがある。

(指示の履行等の義務)

第 23 条 道路構造を保全し、交通の危険を防止するため、工事に関する次に掲げる指示をした場合は、これを履行等しなければならない。

- (1) 工事の施行方法等を変更すること。
- (2) 工事の施行のうち道路構造に関係する書類を提出すること。
- (3) 第 9 条第 4 項に基づき施設等を措置すること。
- (4) 第 16 条第 2 項に基づき検査を受けること。
- (5) 第 17 条第 1 項に基づき手直しをすること。
- (6) 第 22 条第 2 項に基づき損傷の復旧をすること。

第 2 章掘削工等

(舗装版切断の方法等)

第 24 条 舗装版の切断及び掘削は、次に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 舗装版の切断は、コンクリートカッターを用いて、直線的かつ路面に垂直に行うこと。
 - (2) 掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。
 - (3) 掘削は、布掘り・つぼ掘り又はこれに準じる工法とし、えぐり掘りは行わないこと。
 - (4) 道路を横断して掘削する場合は、片側交互交通が図れるよう一車線確保に努めること。
 - (5) 第 27 条に基づき確認された埋設物付近を掘削する場合は、破損等に留意し人力施行とすること。
 - (6) 民地への出入りを妨げないよう必要な措置を講じること。
 - (7) 掘削した舗装版を路上で小割りしないこと。
 - (8) 掘削した土砂等を道路に堆積しないこと。
- 2 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜まり水がある場合、その水を路面又は道路の排水施設に放流してはならない。
- 3 湧水又は溜まり水が多量な場合は、グラウト工等の止水工法を用い、土砂の流出・地盤のゆるみ等を防止しなければならない。

第3章土留工

(土留めの方法)

第25条 土留工は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1)杭又は矢板を打設する場合は、第27条に基づき確認された埋設物の安全を確保して行うこと。
- (2)土留板は、掘削前に打設あるいは掘削と並行して建込むこと。
- (3)土留板と掘削土壁(地山)の間は、すき間が生じないように入念に施行すること。
- (4)その他「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づいて施行すること。

(土留め材の埋ごろしの禁止)

第26条 杭又は矢板は、原則として埋ごろししてはならない。

(杭、矢板等を埋ごろしにする必要が生じた場合は、事前に道路管理者の承認を受けなければならない。) 埋ごろしにする場合には、原則として車道部は路面から2.5m以上、歩道部は路面から1.5m以上とする。

第4章他の埋設物等

(埋設物の確認)

第27条 工事着手前に、再度工事区域並びにその周辺の他の埋設物の次に掲げる各号の事項を調査しなければならない。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 種類 | (2) 位置 |
| (3) 構造 | (4) 埋設等の時期 |
| (5) 管理者 | (6) その他 |

- 2 前項の調査にあたって、原則として、各種埋設物の種類、位置等の確認のため、埋設物管理者の立ち合いを求め、埋設物管理者等が保管する台帳等に基づいて試掘(原則人力)等を行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

(ガス管等の安全対策)

第28条 前条に基づき新たに他の埋設物が確認された場合、又はすでに他の埋設物が確認されている場合で、当該埋設物がガス管又は石油管であるときの第9条第1項の対策には、同条第2項の他、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1)工事の施行に立ち合うガス事業者等が派遣する監督者。
- (2)ガス等の漏えいが発生した場合の通報責任者。
- (3)前2号の監督者又は通報責任者が通報する機関及び通報の方法。
- (4)ガス等の漏えいを付近住民に周知する警報方法。
- (5)緊急処理機械の配備計画。
- (6)応急措置等の方法。
- (7)その他。

(火気の使用制限)

第29条 引火の恐れのある埋設物等の付近においては、溶接機・切断機等の火気を発生する機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第 30 条 工事のため露出した地下埋設物を受け、吊り防護等の措置が必要となる場合は、当該埋設物の管理者とその措置方法について十分な調整を行わなければならない。

2 前項の協議が整った場合においては、当該協議内容を報告しなければならない。

第 5 章路面の覆工

(路面覆工の方法)

第 31 条 覆工工の覆工板は原則として鋼製とし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品を使用し、次の各号に掲げるところにより施行等しなければならない。

- (1) はね上がり、ばたつき又は振動等によるゆるみを生じさせないこと。
- (2) 各覆工板との間は、すき間の生じないようにしなければならないこと。
- (3) 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差のないように施行しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合には、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けること。(縦断方向は 5% 以下ですり付け、必要に応じ「段差」の標示板を設置するものとする。)
- (4) 覆工板表面の滑り止めが磨滅等によってその機能が低下した場合は、取替えを行うこと。
- (5) 前項の取替えのため、予備覆工板を現場付近に用意しておくこと。
- (6) 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間のないように取り付け必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置すること。
- (7) 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すること。

(覆工部の開口)

第 32 条 覆工部は、材料等の搬入・搬出の作業をする場合を除き、開口して出入口としてはならない。

2 前項の作業をする場合は、次の各号に掲げるところにより行わなくてはならない。

- (1) 開口部の周囲に保安施設を設けること。(囲いの高さは、1.2m 以上とすること。)
- (2) 作業中は、専任の保安誘導員を配置して関係者以外の立ち入りを防止すること。
- (3) 取り外した覆工板は、作業区域外に放置しないこと。
- (4) 夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。
- (5) 作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元すること。

第 6 章推進工法等の特殊な工法

(推進工法等の施行方法)

第 33 条 推進工法又はシールド工法による工事は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 発進杭・到達杭の掘削・土留工又は路面の覆工は、第 2 章・第 3 章及び第 5 章を準用すること。
- (2) 覆工背面と地山との間は、十分に充填すること。
- (3) スキップには、土砂の飛散等を防止するため、囲い及び安全施設を設けること。
- (4) スキップの外観及び囲いは、環境を損なわないようにすること。

2 前項の工法による工事の施行においては、次の各号に掲げる事項を適確に把握しておかなくてはならない。

- (1) 施行状況
- (2) 進捗状況
- (3) 工事現場及びその付近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ
 - ア 工事の着手前
 - イ 工事の施行中（必要に応じた複数の時）
 - ウ 工事の完了後

(軟弱地盤に対する工法)

第 34 条 軟弱地盤に対し、新たに注入工法等の施行が必要な場合は、当該工法の施行計画書を提出しなければならない。

第 7 章 復旧工事

(復旧の原則)

第 35 条 復旧工事は、原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

- 2 復旧工事の際、掘削箇所内に工事資材等を残置させてはならない。
- 3 第 1 項にかかわらず、舗装の復旧を仮に施行（以下「仮復旧」という。）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施行する場合の仮復旧期間は、概ね 2 ヶ月以内としなければならない。

(復旧工事の使用材料の原則)

第 36 条 復旧工事に使用する材料は、「埼玉県土木工事共通仕様書」（昭和 41 年埼玉県制定）に定める規格に適合するものでなければならない。

(路床の使用材料及び施行方法)

第 37 条 路床の使用材料は、砂・埋め戻し用砂質土・再生砂又は改良土とし、次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

- (1) 掘削底部からの埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに 30 センチメートル以下とすること。
- (2) 各層ごとの締固めは、ランマーその他の適当な締固め機械で行うこと。
- (3) 締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。
- (4) 湧水等は、これを排除しながら施行すること。

(路盤の使用材料及び施行方法)

第 38 条 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込碎石又は再生骨材、上層路盤にあつては粒調碎石とし、次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

- (1) 路盤の締固めは、路盤材の最適含水比で締め固めなければならない。
- (2) 下層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに 20 センチメートル以下とすること。
- (3) 上層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに 15 センチメートル以下とすること。
- (4) 前 2 号の各層の締固めは、マカダム・タイヤローラー、振動ローラーその他の適当な締固め機械で行うこと。

(プライムコートの使用材料及び施行方法)

第 39 条 プライムコートの使用材料は、アスファルト乳剤とし、材質については、路面の状況及び施行

時期等を考慮して選定するものとし、均一に散布して施行しなければならない。

(舗装の使用材料及び施行方法)

第40条 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物又は再生加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）とし、仮復旧においても次の各号に掲げる方法で施行しなければならない。

- (1)混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。
- (2)プラントからの搬出後は、シート類等で混合物を覆うなど保温に十分な配慮をすること。
- (3)次の混合物は、使用しないこと。
 - ア 敷均しのときに分離が生じているもの。
 - イ 敷均しのときに温度が摂氏120度を下回っているもの。
- (4)プライムコート又はタックコートを施行した下層表面の欠損は、舗設前に修復すること。
- (5)舗設は、降雨のとき及び下層表面がしめっている時は、施行しないこと。
- (6)混合物の敷均しは原則としてフィニッシャーにより施行し、その仕上がり厚は、一層ごとに7センチメートル以下とし、各層の継ぎ目の位置は縦15センチメートル以上、横1メートル以上を要すこと。
- (7)混合物は敷均し後、ローラーによって十分締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンバ等で十分に締固めること。
- (8)舗設の継目及び絶縁部は、十分に締固め、密着させること。

2 混合物は、許可の内容に基づき、別記1の区分に従った材質のものを使用しなければならない。

(仮復旧期間の現場管理)

第41条 仮復旧期間中の現場は、次の各号に掲げる措置を講じて適確な管理をしなければならない。

- (1)仮復旧期間中を標示するため、別記2の仮舗装区間標示板を交通の支障とならず、かつ、通行者が明視できる場所を選定して設置すること。
- (2)定期的に現場の点検を行い、次の事項の確保を図ること。
 - ア 道路構造の保全
 - イ 安全かつ円滑な交通の確保
 - ウ 騒音又は振動の未然防止

(本復旧の施行)

第42条 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に原形復旧条件幅による部分を加えて施行しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、許可の内容にかかわらず、あらかじめ第1条第3項に基づき報告をして指示を受けなければならない。

- (1)復旧すべき部分に接近して3センチメートル以上の凹凸又はひび割れが生じている場合。
- (2)復旧すべき部分の施行予定端から舗装絶縁線までの距離が1.2メートル未満となる場合。
- (3)復旧すべき部分の施行予定端から5メートル以内の距離で他の占用工事等が施行されている場合。
- (4)復旧すべき部分が道路を横断している場合。
- (4)その他前各号に準じる場合。

2 本復旧の施行は、第24条第1号、第2号、第6号から第8号まで、第39条及び第40条を準用する。

第8章その他

(道路の附属物等に対する措置)

第 43 条 工事の施行により道路の附属物又は施設の移設等（道路標識、防護柵、街路樹等）の必要が新たに生じたときは、第 1 条第 3 項に基づき指示を受けなければならない。

2 工事に起因して生じた道路の附属物等の損傷は、自らの責任において現状に回復しなければならない。

(路肩又は法面の復旧)

第 44 条 路肩又は法面は、現状に復旧しなければならない

(埋設物の明示)

第 45 条 工事により敷設する埋設物が、電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管である場合は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 3 の 2 第 2 項及び第 3 項の定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年（西暦）その他の保安上必要な事項を、明示しなければならない。

ただし、各戸に引き込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

2 前項の明示をビニールテープ等により行う場合は、次に掲げる色彩のものを用いなければならない。

占用物件区分	色	彩
電 話 線	赤	色
電 力 線	オレンジ	色
水 管	青	色
工業用水管	白	色
下水道管	茶	色
ガ ス 管	緑	色

(本復旧の明示)

第 46 条 本復旧をした箇所には、次に掲げる事業種別意匠による明示をしなければならない。

占用者の事業種別	意匠	備 考
電 気 通 信 事 業 者	T	1 ペイントの色は白色とする。 2 意匠の外円の直径は 15cm 程度とする。
電 気 事 業 者	E	
水 道 事 業 者	W	
下 水 道 事 業 者	D	
ガ ス 事 業 者	G	

2 前項の明示は、別記 3 「本復旧箇所の明示位置等の基準」によらなければならない。

舗装の復旧施行タイプ一覧表

1 アスファルト舗装

(1) 車道

(単位 cm)

交通量及 CBR区分	下層路盤工	上層路盤工		基層		合計厚	仮復旧の 舗装厚	備考	
	切込砕石	粒調砕石	歴青安定処理	粗粒度アスコン	密粒度アスコン				
L交通(大型車交通量一方向100台/日未満)									
4号復旧	L-2	20	20	—	—	5	45	5	遮断層砂20~30
	L-3	20	15	—	—	5	40	5	TA=15.25
	L-4	15	15	—	—	5	35	5	" 14.00
	L-6	12	12	—	—	5	29	5	" 12.20
	L-8	12	10	—	—	5	27	5	" 11.50
A交通(大型車交通量一方向100台/日~250台/日未満)									
3号復旧	A-2	30	25	—	—	5	60	5	遮断層砂20~30
	A-3	28	20	—	—	5	53	5	TA=19.00
	A-4	24	20	—	—	5	49	5	" 18.00
	A-6	24	15	—	—	5	44	5	" 16.25
	A-8	15	15	—	—	5	35	5	" 14.00
	A-12	18	10	—	—	5	33	5	" 13.00
B交通(大型車交通量一方向250台/日~1,000台/日未満)									
2号復旧	B-2	30	30	—	6	5	71	5	遮断層砂20~30
	B-3	30	20	—	7	5	62	5	TA=26.50
	B-4	24	20	—	6	5	55	5	" 24.00
	B-6	20	15	—	6	5	46	5	" 21.25
	B-8	18	10	—	6	5	39	5	" 19.00
	B-12	12	10	—	6	5	33	5	" 17.50
C交通(大型車交通量一方向1,000台/日~3,000台/日未満)									
1号復旧	C-2	40	35	—	12	5	92	7	遮断層砂20~30
	C-3	30	30	—	12	5	77	7	TA=35.00
	C-4	25	25	—	12	5	67	7	" 32.00
	C-6	24	15	—	12	5	56	7	" 28.25
	C-8	15	15	—	12	5	47	7	" 26.00
	C-12	12	10	—	12	5	39	7	" 23.50
	C-20	12	10	—	10	5	37	7	" 21.50

*D交通量の市道はほとんどないので、復旧施行組成を省略する。

*遮断層の砂は地下水の多い場合は、30cmまで増すことができる。

*原則として上層路盤以上を舗装工事で行う。

* 修繕工事等で既存の路床の設計CBRが3未満であるものの、路床を改良し設計CBRを3以上とすることが困難な場合にはCBR2の組成とすることができる。

(2) 歩道

タイプ	下層路盤工	上層路盤工	基層		合計厚	仮復旧の 舗装厚	
	切込砕石	粒調砕石	粗粒度アスコン	細粒度アスコン			
5-1号復旧	W-1	—	15	—	4	19	3
5-2号復旧	W-2	20	20	—	5	45	3

2 特殊な舗装

タイプ	下層路盤工	上層路盤工	基層		合計厚	仮復旧の 舗装厚
	切込砕石	粒調砕石				
6号復旧	砂利道	20			20	—

別記1(第40条第2項関係)

混合物の種類と材質及び使用区分

用途	基層		表層				
	粗粒度アスコン		密粒度アスコン			細粒度アスコン	密粒度ギャップアスコン
交通量区分	L. A. B	C. D	L. A. B	C. D	C. D	—	L. A. B C. D
最大粒径(mm)	20		13		20	13	13
突固め回数	50	75(50)	50	75(50)		50	50 75
安定度(kg)	500以上		500以上	750以上		500以上	
フロー値(1/100cm)	20~40						
空げき率(%)	3~7		3~6			3~7	
飽和度(%)	65~85		70~85			65~85	
摘要				厚さ 4cm 以下		歩道、 自歩道、 自転車道用	すべり止め用

注1 C交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは、突固め回数は50回とする。

注2 信号機のある交差点又は設置が予想される交差点で流動によるわだち掘れが激しいと予想される時は、車両の渋滞長さについて、また大型車交通量が著しく多い一般部であっても流動によるわだち掘れが予想される区間については、改質アスコンを使用することができる。使用する改質アスコンについては、それぞれの現場条件を考慮して決定すること。

注3 縦断勾配が6%以上の坂路、又は半径100m以下で車両の逸脱が予想される曲線部では、密粒度ギャップアスコンを使用することができる。

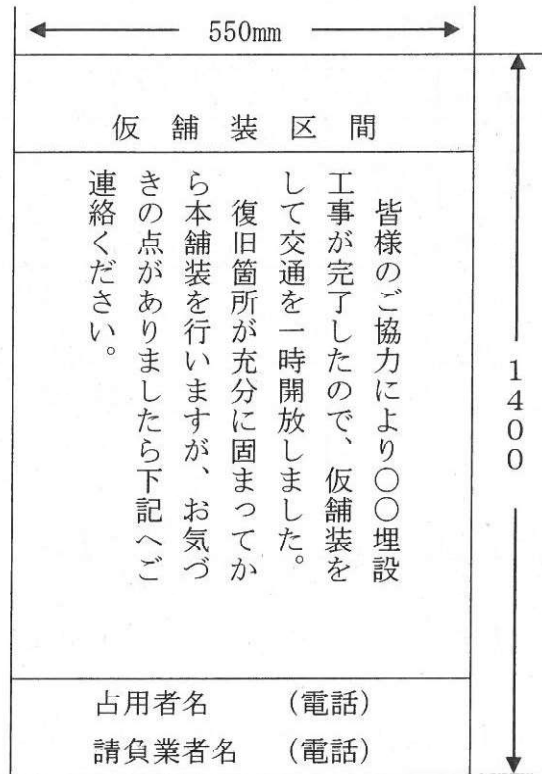
注4 交通区分は、次表によるものとする。

交通量の区分

交通量の区分	大型車交通量(台/日・一方向)
L 交通	100未満
A 交通	100以上 250未満
B 交通	250以上 1,000未満
C 交通	1,000以上 3,000未満
D 交通	3,000以上

別記2（第41条関係）

仮舗装区間標示板



1 仮舗装箇所における処置について

- (1) 原則として仮舗装の延長が100m以上の箇所には、別記のような標示板を設置すること。
- (2) 標示板記載中、「仮舗装区間」、「仮舗装」及び「一時開放」の文字は夜光塗料を用い赤色で表すこと。
- (3) 標示板は通行者にとって見やすく、かつ一般交通の支障とならないような場所に設置（固定する）し、仮舗装区間の起点終点のほかその中間にも必要に応じて設置すること。
- (4) 標示板は、占有者が責任を持って管理し、本復旧時に必ず撤去すること。

2 交差点内掘削の本復旧について

交差点内の本復旧については、立会いの上決定する。

3 歩道掘削の本復旧について

歩道の復旧については、全面で本復旧すること。

4 同一路線内で、他の占有者と競合する掘削の本復旧について

占有者間で協議・調整の上、本復旧すること。

※ 復旧範囲は、必ずカッターにて切断してから本復旧すること。

別記3 (第46条第2項関係)

本復旧箇所の明示位置等の基準

1 対象

明示は、掘削を伴う占用工事の本復旧箇所の全てについて行うこと。
ただし、電柱・電話柱・支線等に係るものを除く。

2 位置

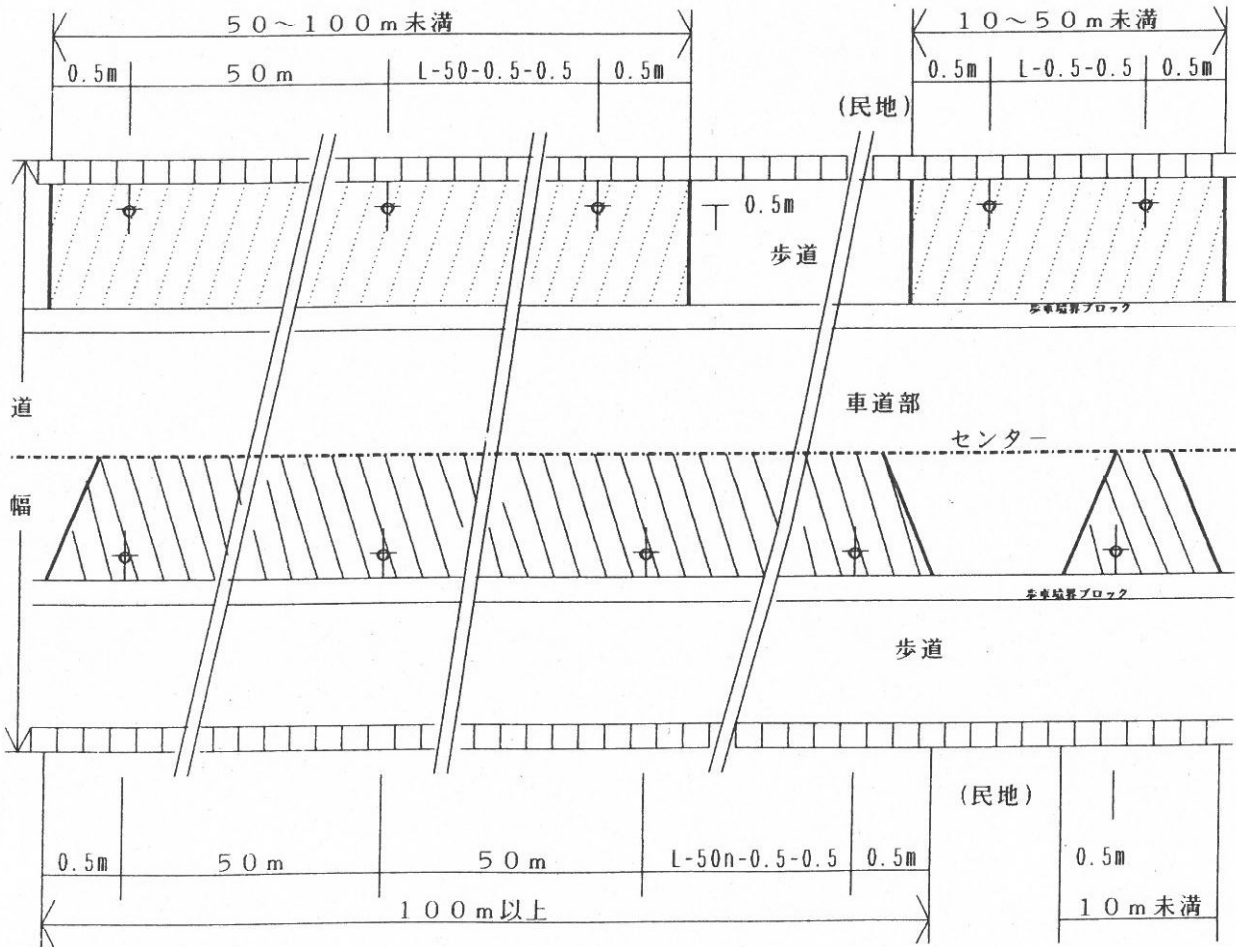
明示の位置は、次の通りとする。(下図参照)

- (1) 復旧の延長が、10m未満の場合→民地寄りの起点側へ一箇所
- (2) 復旧の延長が、10m以上50m未満の場合→民地寄りの起点側及び終点側へ各一箇所
- (3) 復旧の延長が、50m以上の場合→民地寄りの起点側及び起点側から50mごと並びに終点側の各箇所

3 方法

明示は、溶解式又はペイント式塗装により行うこと。

「明示位置図」



(注) 路面表示の位置は、占用復旧舗装の民地側より

0.5mとし、起終点側からも0.5mとする。

⊕ 路面表示記号

別 紙

1 アスファルトコンクリート及び乳剤舗装の本復旧について

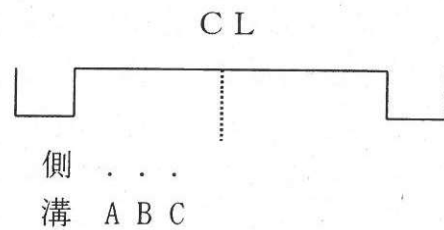
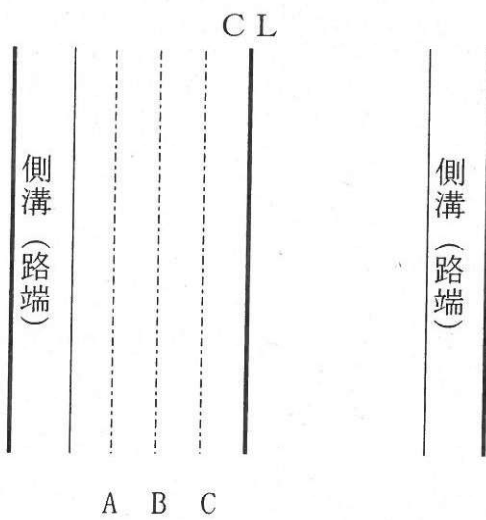
(1) 舗装幅 3.5m未満の道路(側溝及び路端を除く)

舗装幅 3.5m未満の道路に占用物件を布設する場合は、全て全面復旧とすること。

(2) 舗装幅 3.5m以上 6.0m未満の道路(側溝及び路端を除く)

平 面 図

断 面 図

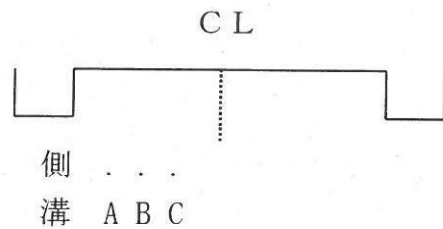
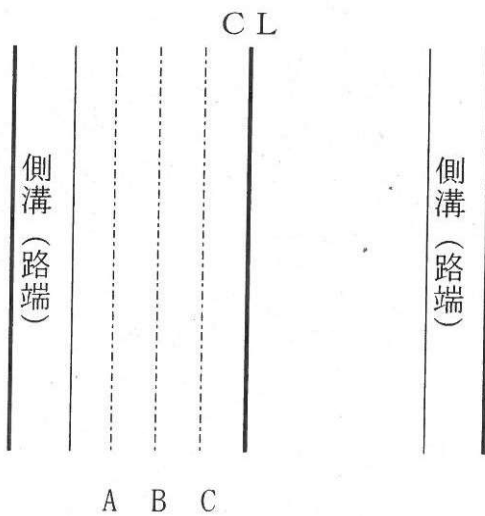


- ◎ A・B位置に布設の場合は道路中心より片側全面復旧すること。
- ◎ C位置に布設の場合は道路状態に応じ立ち合いにより復旧方法を決定する。

(3) 舗装幅 6.0m以上の道路(側溝及び路端を除く)

平 面 図

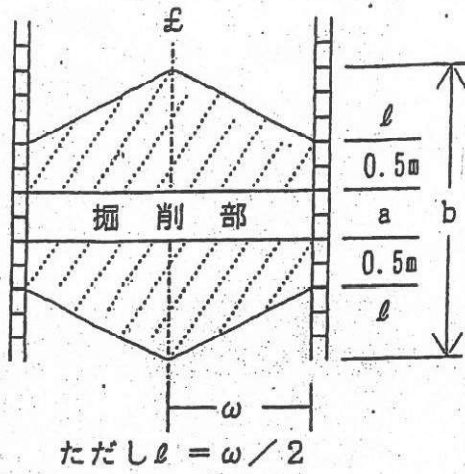
断 面 図



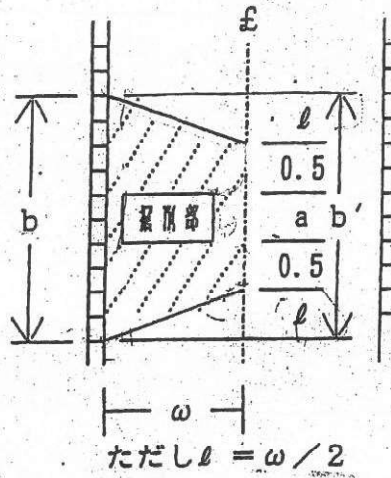
- ◎ B位置に布設の場合は道路中心より片側全面復旧すること。
- ◎ A・C位置に布設の場合は道路状態に応じ立ち合いにより復旧方法を決定する。

(図 1)

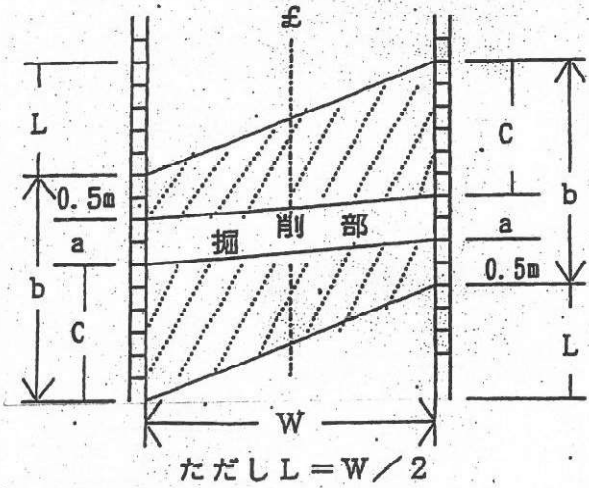
車道横断占用 (直角横断)



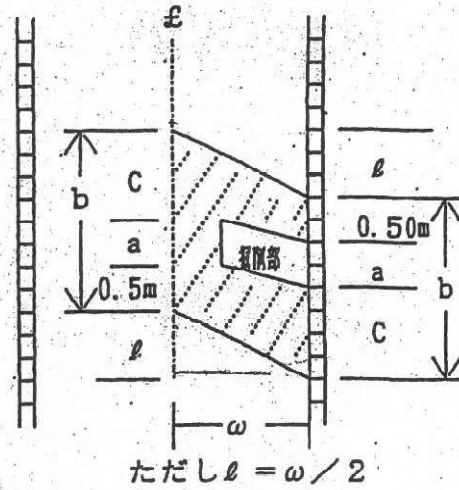
小穴



横断占用 (斜横断)

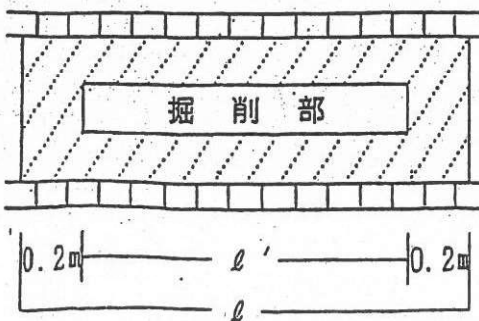


小穴 (斜)

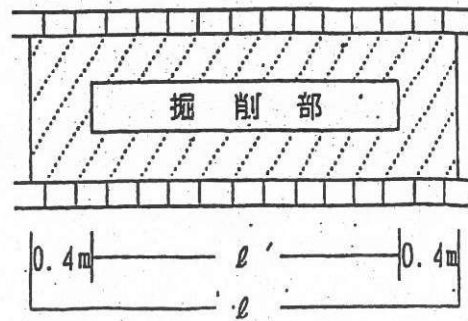


(図 2)

歩道 (一般部)



(出入口部)



川 越 市 道 路 復 旧 組 成 図

		本 復 旧	仮 復 旧
舗 車 装 道 道 歩 道	No.	1	1
	No.	2	2
	No.	3	3
	No.	4	4
	No.	5	5
砂 利 道	No.	6	
			<p>砂利道の復旧について（補足）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利道は原則No. 6で復旧してください。 ・砂利道の地下に埋設する物件の最低土被りは、路面から70cm以上とします。 ・セットバック部分の路盤については、車道の路盤と同じ組成で復旧してください。

※砂、粒調碎石及び切込碎石は、再生を利用しても差し支えありません。

※ 指示組成を順守していない場合は再施工を求めることがあります。

※ 復旧は指示組成通りの舗装構成としますが、現況のアスファルト舗装が指示組成より厚い場合は現況を優先してください。その際、粒調碎石の仕上り厚さはアスファルトを厚くした分を減じた厚さとします。ただし、粒調碎石の厚さは10cm以上とします。復旧組成に疑義がある場合は、道路環境整備課に相談してください。

※ 占用物件の埋設の深さについては、平成十一年三月三十一日付 道路局路政課長・国道課長通知 建設省道政発第三二号・道国発第五号の基準を遵守してください。